

## 公立大学法人横浜市立大学 NMR 装置群共用に関する取扱要領

制 定 平成 28 年 4 月 1 日  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

### (目的)

第1条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）鶴見キャンパスに設置されているNMR装置群（以下「NMR」という。）を対象として、学外者への利用に関する事務手続きを定め、研究機器の有効利用を図るとともに学外者との共同研究の促進に役立てることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 NMRを利用する者（以下「利用者」という。）はNMRの利用に際し、平和目的に限定し、利用実験を安全に実施するとともに、他の利用研究者等との良好な関係を確保することとする。このため、利用者は、関係法令、本学の規程及び各種手続き等を遵守するとともに、本学のNMR技術指導員（以下「技術指導員」という。）が行う安全及び管理のための指示に従わなければならない。

### (傷害保険)

第3条 利用者は、不慮の事故に備えて傷害保険等（労働者災害補償保険法に基づくものを含む。）に加入しなければならない。この場合の保険料は利用者の負担とする。

### (利用の範囲)

第4条 学外者がNMRを利用することができるのは、本学の教育及び研究業務等に支障のない範囲とする。

### (利用の申込み)

第5条 NMRの利用にあたっては、利用者は年会費を支払い利用する会員利用（A会員、B会員、C会員）と、1日当たりの利用料を支払い利用する非会員利用（成果占有利用、成果公開利用）の2つの利用形態の中から、希望する利用形態を選択し申し込みを行う。会員利用に申し込む場合は、指定の期日までに公立大学法人横浜市立大学NMR装置群利用申込書（以下「申込書」という。）（様式1-1）を理事長に提出しなければならない。非会員利用に申し込む場合は、原則として利用する2週間前までに申込書（様式1-2）を理事長に提出しなければならない。なお、会員に関する事項については別に定める。

2 NMRを利用する期間は、会員利用又は非会員利用にかかわらず、当該申し込みを行う年度末までとする。

### (利用の許可)

第6条 理事長は、申込書の内容を確認し、NMRの利用が適当であると認めたときは、これを許可し、その旨を公立大学法人横浜市立大学NMR利用許可書（様式2-1又は2-2）（以下「許可書」という。）により利用者に通知する。

### (許可の取消し又は変更)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の書面による通知をもって、利用の許可を取消し、又は変更することができる。

(1) 利用者が本要領に定める遵守事項に違反し、催告後30日以内に是正されないとき。

(2) 本学においてNMRを必要とするとき。

(物品、資料等の持込等)

第8条 原則として利用者は、NMRの利用に際して必要な物品、試料等を準備とともに、自己の責任において管理するものとする。また、利用後、利用者は、不要な物品、試料及びデータ等については、本学に残さず、確実に持ち帰るものとする。

(施設、設備等の使用)

第9条 利用者は、NMR及び付帯設備、本学施設並びに物品の利用に際しては、本学技術指導員の指示に従い、利用上の注意事項を厳守し、善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。利用者は、許可を受けたNMRに限り利用可能とする。

(利用開始、終了)

第10条 利用者は、利用開始前に、NMRについて本学技術指導員とともに点検（NMRの状態、NMRの操作方法、利用記録簿への記入の確認等）を行う。利用終了後は、別に定める利用記録簿に必要事項を記入の上、本学技術指導員による点検を受けるものとする。点検の結果、利用者による使用に直接的に起因するNMRの不具合、破損等が確認された場合であって、本学から原状回復に係る指示があるときには、利用者は、その指示に従い所要の措置を講じなければならない。

2 前項にかかわらず利用者が原状回復しないときは、理事長は利用者の負担においてこれを行う。

(利用報告書)

第11条 成果公開利用枠の利用者は、利用期間終了後、本学が指定する期日までに所定の「利用報告書」を提出しなければならない。また、利用報告書の印刷、発行、統計処理及び本学の発行物等の編集に必要な加工を本学が自由に行うこととに同意するものとする。

(利用料)

第12条 NMRの利用料は、別表第1のとおりとする。

2 理事長は、公立大学法人横浜市立大学NMR装置群利用料請求書（様式3-1又は3-2）（以下「請求書」という。）によって利用者に請求するものとする。

3 利用者は、利用料を本学が指定する預金口座に、本学が発行する請求書を受領後、30日以内に振込みにより納付しなければならない。

4 利用者からNMRの利用料の支払いがあった場合は、その金額の90%をNMR装置稼働及び共用事業に関する研究費とし、10%を管理経費として取扱う。

5 利用者は、NMR950MHzの固体プローブを使用し測定を行う際、測定の内容等によっては別途保守料金を負担する。金額については、利用者、本学及び本学が委託する保守業者と調整のうえ決定する。

(利用料の返還)

第13条 一旦納入された利用料は、本学に故意または重大な過失がない限り、返還しない。

(秘密の保持)

第14条 本学は、提出された利用申請の書類の取扱い及び保管を厳格に行い、利用申請の内容に関わる秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩しないものとする。利用実験に関する持ち込み試

料・データを含む資料・測定結果等の管理責任は、利用責任者が持つものとする。なお、利用者が秘密保持に関して契約の締結を希望する場合は、必要に応じて秘密保持契約を締結できるものとする。

(利用研究成果)

第 15 条 NMR を利用して得られた研究成果は利用者に単独に属する。ただし、NMR を利用した成果の内容を含む科学技術論文、書籍等の公知となる印刷物には、「本学 NMR を利用した結果である。」ことを記述するとともに、その写しを 1 部本学に提出する。また、本学が行う利用後のフォローアップ調査等に可能な限り協力する。

(特許等)

第 16 条 NMR を利用した成果に属する発明又は考案について、特許又は実用新案を出願した場合には、公開後速やかに特許出願番号等を本学に報告する。

(事故等)

第 17 条 NMR 装置の異常を発見、事故及び災害の際は、利用者が責任を持って対処するとともに、速やかに本学技術指導員へ連絡する。

(利用の停止)

第 18 条 利用者がこの要領に規定する事項を守らなかった場合、NMR の利用に関し本学へ提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、又は、NMR 施設の運営に支障をきたすと本学が判断した場合は、利用者は本学が行う利用停止等の指示に従う。

(損害賠償)

第 19 条 利用者は NMR 及び附帯設備、本学の施設並びに物品を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、第 10 条の規定により原状回復した場合は、この限りではない。

2 利用者は、NMR 施設利用時間の減少・遅延等に伴って損害が生じた場合、本学の故意又は重大な過失がない限り、本学に対してもいかなる賠償請求も行わない。

3 理事長は、利用者に対して NMR の利用によって生じた結果についても一切その責任を負わず、かつ、直接又は間接を問わずいかなる損害賠償の責任も負わない。

(協議)

第 20 条 理事長は、利用者から利用にあたって疑義が生じた場合は、誠意をもって協議の上、対応を決定するものとする。

## 附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

利用装置	会員利用			非会員利用	
	A会員	B会員	C会員	成果占有利用 (1日あたり)	成果公開利用 (1日あたり)
950 MHz	10,000,000 円	5,000,000 円	2,000,000 円	400,000 円	120,000 円
800 MHz				300,000 円	90,000 円
700 MHz				200,000 円	60,000 円
600 MHz				150,000 円	45,000 円

(消費税及び地方消費税を含む)